

北海道教育庁等職員の退職管理に関する取扱要綱

第1 趣 旨

この要綱は、地方公務員法（以下「法」という。）及び北海道職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、北海道教育庁及び北海道教育委員会が所管する教育機関（以下「道教育庁等」という。）の職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 団体への再就職

1 対象者

本項の対象者は、道教育庁等に勤務していた職員で、道教育庁等を退職後、2に規定する団体に再就職（いわゆる再々就職を含む。）したものとする。

2 団体の範囲

この要綱の適用となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 基本財産、資本金等に占める道教育委員会の出捐金又は出資金の割合が25%以上である団体
ただし、道教育委員会から補助金等のない団体にあつては、50%以上である団体
- (2) 道教育委員会の交付する補助金等の額が団体の歳出規模の50%以上である団体

3 在職期間の制限

対象者（特別職を除く。）の在職期間は、65歳に達する日の属する年度の末日まで（団体に65歳以下の年齢の在職期間の定めがある場合は、その定めによる。）を原則とする。

ただし、任期の定めがある役員に就任する場合における在職期間は、次のとおりとする。

- (1) 当該任期が66歳に達する日の属する年度内に満了するとき
当該任期満了の日まで
- (2) 当該任期が66歳に達する日の属する年度を超えた時点で満了するとき
66歳に達する日の属する年度の総会日まで

4 給与等の制限

- (1) 対象者の給料等は、当該対象者が団体において再就職する職責等を勘案して、当該団体が定めるものとする。この場合において、退職の日において北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の適用を受けていた対象者の給料等にあつては、当該対象者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後に道教育庁等に勤務する場合に支給されることとなる給与額との均衡を考慮するものとする。
- (2) 諸手当は、原則として支給しない。ただし、通勤手当及び時間外勤務手当については支給することができる。
- (3) 退職手当及び功労金は支給しない。

4の2 人材紹介要請

(1) 要請の手續

退職した道教育庁等の職員の採用を希望する団体は、道教育委員会に対し、人材紹介要請書（別記第1号様式）により人材紹介要請を行うものとする。

(2) 適任者の人選等

ア 道教育委員会は、当該要請に基づき人選を行い、適任と思われる職員（以下「特定職員」という。）に対し、当該団体への就職の意向を確認するものとする。

イ 特定職員が当該団体への就職を希望する場合は、就職希望調書（別記第2号様式）を道教育委員会に提出するものとする。

(3) 団体への推薦

ア 特定職員から就職希望調書（別記第2号様式）の提出があった場合は、当該団体に対し当該特定職員を推薦するものとする。

イ 道教育委員会は、団体に対して特定職員の推薦を行う場合は、特定職員が特定日以後に道教育庁等に勤務する場合に支給されることとなる給与額について、当該団体に対して情報提供するものとする。

ウ 特定職員及び当該団体は、アの推薦の後、採用及び就労に関する諸条件について協議するものとする。

エ 団体は、特定職員の給与額等勤務条件を決定又は変更したときは、道教育委員会に就職状況調書（別記第3号様式）を提出するものとする。

オ 道教育委員会は、団体に対して、特定職員の勤務条件等について必要な確認を行うことができるものとする。

(4) 情報提供

団体は、北海道職員の給与に関する条例の規定により職員が特定日以後に道教育庁等に勤務する場合に支給されることとなる職位ごとの給与額などについて、道教育委員会に対し情報提供を依頼することができる。

5 複数団体を兼務する場合の取扱い

(1) 道教育庁等を退職し団体に再就職している者について、他の団体が当該人の兼務を要請しようとするときは、当該兼務を求める団体（以下「兼務先団体」という。）は教育部長に協議しなければならない。この場合において、教育部長は、当該人の本務に支障のない限りにおいて当該兼務を認めるものとする。

(2) 兼務先団体での給料等は、当該団体における職務内容、責任の度合い、勤務日数等を勘案し適正な額とすること。また、前記4の(2)及び(3)については、兼務先団体にも適用されるものであること。

6 特別の事情

団体は、この要綱の定めにより難い特別の事情があるときは、教育部長と協議しなければならない。

当該協議に係る手続及び協議に対する取扱いについては、教育部長が別に定める。

第3 再就職状況の届出及び依頼等の規制

1 対象者

本項の対象者は、道教育庁等の一般職の職員を退職後、道教育庁等の特別職の職員となった者で、当該特別職を退任後に営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）に再就職したものとする。

2 依頼等の規制

対象者は、その属していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の職員に対し、契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）に関し、当該特別職を退任後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 依頼等があった場合の措置

(1) 前記2に掲げる要求又は依頼を受けた職員は、その旨を所属の長又は総務政策局総

務課長（以下「総務課長」という。）に届け出なければならない。この場合において、職員から届出を受けた所属の長は、当該届出があった旨及びその内容を総務課長に報告しなければならない。

- (2) 職員からの届出又は所属の長からの報告を受けた総務課長は、当該所属の長に対し、調査を行うよう求めることができる。
- (3) 調査の要求を受けた所属の長は、必要な調査を行い、その結果をとりまとめ、総務課長に報告しなければならない。
- (4) 総務課長は、上記による報告の内容を精査し、前記2に掲げる要求又は依頼に該当すると認めるときは、その旨及び調査結果を公表するものとする。
- (5) 前記各号のほか、措置の実施に必要な事項は教育部長が別に定める。

4 再就職状況の届出及び公表

- (1) 対象者は、営利企業等の地位に就いた場合には、その地位に就いた日の翌日から起算して1月以内に、北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）第24条第2項に定める事項を道教育委員会に届け出なければならない。
- (2) 道教育委員会は、前項の届出を受けた場合、その事項を取りまとめ、その結果を公表するものとする。
- (3) 第4の各号の規定は、前号の規定による公表について準用する。

第4 再就職状況の公表

- 1 条例第3条第2項に規定する再就職状況の公表は、次の項目について行うものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 離職時の職
 - (3) 離職日
 - (4) 再就職日
 - (5) 再就職先の名称
 - (6) 再就職先の業務内容
 - (7) 再就職先における地位
- 2 公表を行う時期は、毎年度の10月末日とする。
- 3 公表は、前記1の各項目を記載した資料を、総務部行政局文書課行政情報センターに備え置いて縦覧に供することによるほか、教育部長が適当と認める方法により行う。
- 4 前記各号のほか、公表に必要な事項は教育部長が別に定める。

第5 企業等からの人材紹介要請があった場合の取扱い

企業又は団体（第2の2に規定する団体を除く。）から人材紹介要請があった場合の手続き等については、教育部長が別に定める。

第6 その他

この要綱は、平成12年2月18日以降に退職する者から適用する。

附 則

この要綱は平成13年3月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、再就職している者の給与基準額については、なお従前の例に

よる。

附 則

この要綱は平成18年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月19日以降に再就職する者から適用する。
- 2 上記適用日以前に再就職した者については、改正前の要綱により取扱うものとする。

附 則

この要綱は平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。